

令和7年度第12回山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和8年3月13日(金) 午前9時30分～午前11時10分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中18名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 濶之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、
長尾 誠大、中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、
八木 学、安田 敏男、安野 正純

(2)欠席委員(1名)
吉武 和子

(3)事務局
森野局長・松永副参事・多田主幹・伊川主事

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席18名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

片山 潤之(かたやま ひろゆき) 委員 及び、

賀屋 忠之(かや ただゆき) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、仁保上郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第2号、宮野下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は73アールとなります。

議案第3号、宮野下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は0.8アールとなります。

議案第4号、古熊一丁目、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は11アールとなります。

議案第5号、秋穂二島、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は6アールとなります。

議案第6号、秋穂西、有償移転です。
申請人は、美祢市内に居住する者です。
取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第7号、秋穂東、有償移転です。
申請人は、防府市内に居住する者です。
取得後の経営規模は118アールとなります。

議案第8号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は46アールとなります。

議案第9号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は123アールとなります。

議案第10号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は7アールとなります。

議案第11号、阿知須、無償移転です。
申請人は市内に居住する者です。

取得後の経営規模は481アールとなります。

議案第12号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、70アールとなります。

議案第13号、徳地岸見、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、635アールとなります。

議案第14号、阿東徳佐下、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、0.4アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第15号、阿知須、農用地域内の用途区分が変更された農地に、事務所兼倉庫及び倉庫を建築するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び川西地区協議会での協議結果の報告が終わり

ましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号、大内氷上二丁目、用途地域内にある第3種農地に、事業所用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施

行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第17号、大内長野、用途地域内にある第3種農地で、資材置場を敷地拡張し、整備するものです。

議案第18号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第19号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、倉庫及び駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

また、平成14年頃から申請地内に設置してある町内会のごみ置場につきましては、この度の申請で許可を受け、適法化するものです。

議案第21号、江良三丁目、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第22号、維新公園五丁目、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第23号、吉敷中東二丁目、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第24号、平井、用途地域内にある第3種農地に、集合住宅用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、鑄銭司、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、児童福祉施設を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発協議成立と同時施行といたします。

議案第27号、秋穂二島、農用地区域内の用途区分が変更された農地に、干し芋製造工場を建設するものです。

議案第28号、嘉川、公共投資の対象となっていない第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第29号、江崎、公共投資の対象となっていない第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、小郡新町二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第31号、阿知須、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

議案第26号の鑄銭司の転用について、備考に開発協議成立同時施行とありますが、開発協議とはどのようなものですか。

事務局

通常は、開発の許可と農地転用の許可を同時に出しますが、本件につきましては、事業主体が山口市です。このように事業主体が市である場合は、都市計画法の規定により、協議の成立をもって開発許可が成立するとみなすがありますので、議案のとおり「開発協議成立同時施行」と表記しております。

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第19号及び議案第26号並びに議案第27号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、ほかの議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案23ページをお開きください。合わせて、参考位置図32ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第32号、大内長野、用途地域内にある第3種農地です。申請人は、市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、令和元年5月29日付けで、貸駐車場を目的とした、農地法第5条に基づく許可を受けましたが、物流の増加に伴い、新たに倉庫と駐車場を整備することとなったため、計画を変更するものです。

議案第33号、鑄銭司、農用地域内の農地です。申請人は、市内に支店を有する法人です。

この事案につきましては、令和7年3月28日付けで、山陽新幹線防音壁取替工事の施工のため、工事車両等駐車場を目的とした農地法第5条に基づく一時転用の許可を受けましたが、JRより追加工事の発注があったため工事期間を変更するものです。

なお、申請人からは令和9年3月31日までに原状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第34号、小郡新町二丁目、用途地域内にある第3種農地です。申請人は、市内に本店を有する不動産会社です。

この事案につきましては、令和7年5月15日付けで、宅地分譲を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、隣接地の地権者から売却の要望があったため、当該土地を含めた計画に変更するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、

転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部及び川東及び川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び該当地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

B 委員

議案第32号の大内の件につきまして、令和元年に許可を受けて、既に駐車場ができていますか。

事務局

今回の計画変更対象地の2筆につきましては、農地のままでございます。

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。

議案第35号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計663筆 1,229,150㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。合わせて、参考位置図35ページ以降を御覧ください。

阿東地区1件の議案です。

登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

続きまして、土地改良事業参加資格交替申出書についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。

土地改良法第3条第1項第2号及び同法施行規則第2条第1項第3号の規定による土地改良事業参加資格交替の申し出についてです。

佐山北第二地区土地改良事業の土地改良事業において、農地中間管理事業により貸借の権利が設定された農地については、耕作者が事業参加者となるため、申し出により、所有者を事業参加者に変更するものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

土地改良事業参加資格交替の申し出について、承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、土地改良事業参加資格交替の申し出について承認することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。3月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第12回山口市農業委員会総会議事録である。

令和8年3月13日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 片山 潤之

署名委員 賀屋 忠之

記 録 者 伊川 桜佑